岩手県告示第 128 号

岩手県手数料条例別表第9の金額の欄 (10) の知事が指定する事項及び知事が定める額 (平成14年岩手県告示第337号) の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

	改正前	改正後
(10)	県立高等学校の生徒であった者に関する証明	(10) 県立高等学校の生徒 <u>、岩手県立衛生学院歯科衛生学科、</u>
	1件 400円	県立の高等看護学院、准看護学院若しくは職業能力開発校 (廃
		止された職業訓練施設を含む。)若しくは岩手県立農業大学
		校の学生又は岩手県立産業技術短期大学校の学生若しくは聴
		<u>講生</u> であった者に関する証明 1件 400円
備考	改正部分は、下線の部分である。	-